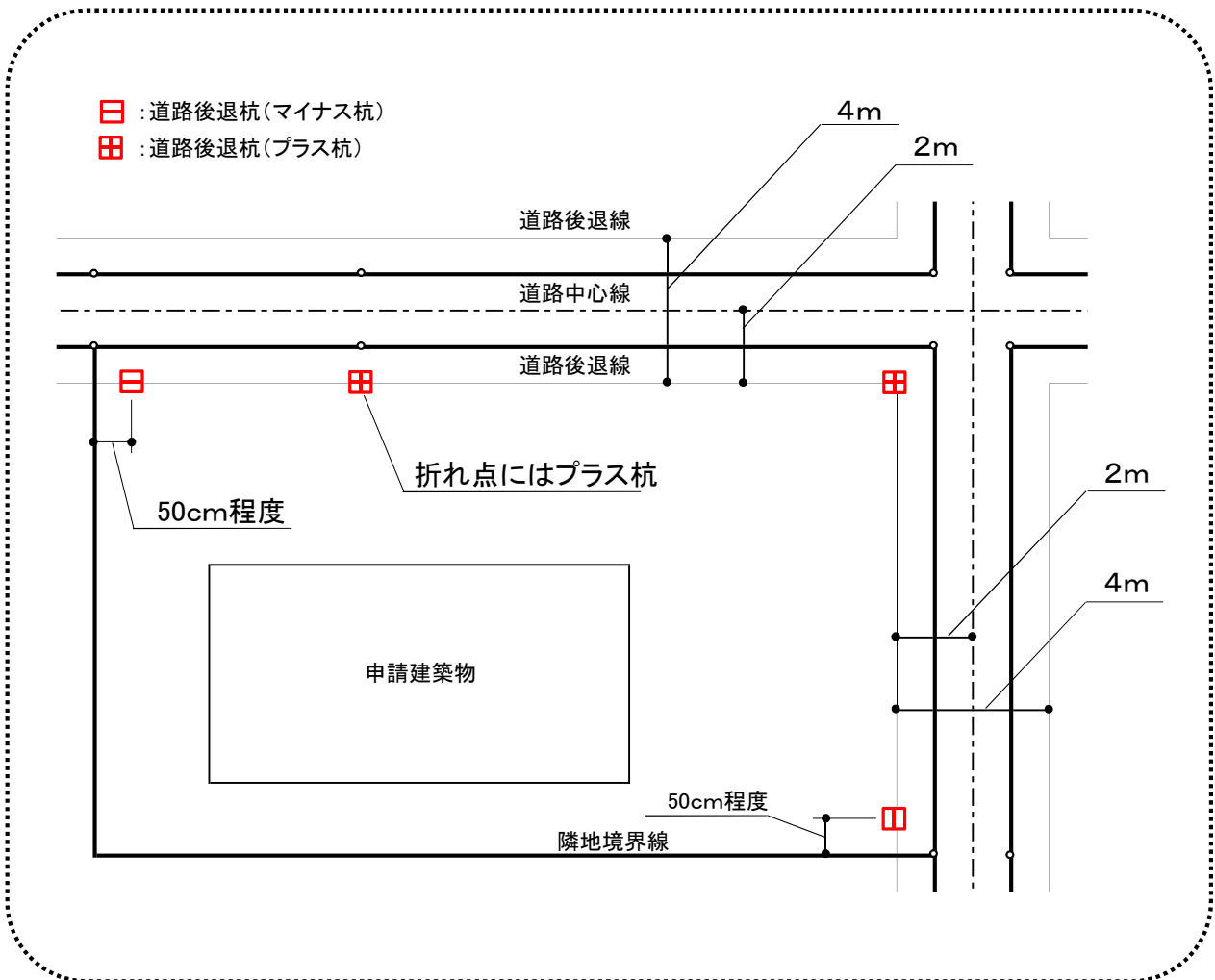


道路後退杭の埋設方法について

建築基準法第42条第2項の道路の後退が必要となる敷地で建築行為を行う際には、道路後退杭(伊勢崎市支給)を設置し、「道路後退用地調査等報告書」を提出していただいています。

※後退杭を隣地境界線付近に設置する場合には、**マイナス表示の杭**を50cm程度離して設置してください。道路後退線の折れ点等には**プラス表示の杭**を使用してください。



ご注意:

伊勢崎市でお渡ししている後退杭は確定した境界杭とは異なりますので、後退線に沿ってブロック塀やフェンス等を施工する際には、道路境界の立ち会いを求めるなどして後退部分に工作物等が突出しないように十分に注意してください。